**マイナンバーによる情報連携で所得、年金、住民票情報等を必要に応じて確認します。**
**なお、情報が確認できない場合は所定書類の提出をお願いすることがあります。**

# 児童手当

本庁 ・ 山直 ・ 東岸和田 ・ ・ 八

| 提出年月日 | 確認年月 |
|---|---|
| 令和 2 ・ 5 ・ 1 | 令和 ・ ・ |

記入した日付

請求者名義の口座に限ります。配偶者や児童名義の口座は指定できません。

厚生年金等の被用者年金制度の加入者は「ア.被用者」
国民年金等は「ウ.被用者等でないもの」
「イ.公務員」を選択した場合は子ども家庭課では手続きできません。職場で児童手当の申請手続きを行ってください。

請求者は父・母のうちで所得の高い方、同等の場合は児童の扶養（健保・税）を取る方になります。

| | | |